

安八町高齢者見守りネットワーク事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町及び事業者等が相互に連携を図り、地域全体で高齢者の見守りを行い、異変又はその恐れがある場合に、早期かつ的確な対応に繋げる安八町高齢者見守りネットワーク事業(以下「本事業」という。)の実施に必要な事項を定め、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して自立した暮らしが続けられるよう支援できる地域社会の実現を目指すとともに、高齢者の見守り体制を構築することにより、地域住民の福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者の見守り 日常生活や事業活動において、高齢者の安否を確認し、異変があったときは、町に連絡することをいう。ただし、命に関わる緊急性があると判断した場合には、速やかに警察や消防署に連絡する。
- (2) 協力事業者 見守り対象者の発見及び情報の連絡を担う民間事業者等で協定を締結したものをいう。
- (3) 協力機関 高齢者等の支援にかかわる公共機関等で、本事業の趣旨に賛同したものをいう。
- (4) 協力団体 町内で地域活動を行う団体で、本事業の趣旨に賛同したものをいう。

(対象者)

第3条 本事業の対象者は、町内に在住する概ね65歳以上の高齢者で見守りが必要と認められるものとする。

(事業内容)

第4条 本事業の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 協力事業者は、本事業の趣旨等を従業員に周知し、自ら事業活動において高齢者の見守りを行うものとする。
- (2) 協力機関は、高齢者の見守りを行うとともに、異変又はその恐れが

あると確認されたときは、町と連携・協力し、的確な対応を行うものとする。

(3) 協力団体は、当該協力団体を構成する者に事業の趣旨等を周知し、高齢者の見守りを行うものとする。

(4) 町は、協力事業者、協力機関及び協力団体(以下「協力事業者等」という。)から高齢者の異変又はその恐れがある場合に係る連絡があったときは、各関係機関と連携し、速やかに適切な対応を行うものとする。

(5) 町は、協力事業者等の拡充に努める。

(協力事業者の参画)

第5条 協力事業者は、町と本事業の協力に関する協定書(別記様式)の締結により、本事業に参画するものとする。

(個人情報保護)

第6条 個人情報の取り扱いは、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び安八町個人情報保護条例(平成17年安八町条例第2号)の規定によるものとし、高齢者のプライバシー保護の観点から特に慎重に取り扱うものとする。

2 協力事業者等は、高齢者の見守りに関して知り得た個人情報を他に漏らし、又は高齢者の見守り以外の目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。